

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

XII 人権擁護運動

2 選挙弾圧反対闘争

戸別訪問や文書違反などの公職選挙法上の形式犯による処罰に反対する運動は、裁判例のうえでも各地で成果をあげ、一九七八年から一九八〇年にいたるあいだに全国で六件の違憲無罪判決をかちとった。また、これらの運動は選挙運動の自由化を要求する立法運動ともむすびつくようになった。その際、政治運動の自由は言論表現の自由であるとともに、公民としての政治参加の基本権としてとらえ、これを人権要求として展開するようになった(本年鑑一九八一年版、三九一頁以下参照)。

選挙弾圧事件の概況

形式犯による訴追は、どの党派の選挙運動にかかわるものでも、その大部分は検察官による略式命令の勧告をうけいれて、罰金刑ですませ、裁判闘争をおこなう例はきわめて少ないが、日本共産党の選挙運動にかんするものは例外で、この場合はほとんどすべてのものが選挙運動の自由、言論の自由、政治活動の自由などを要求して裁判闘争をおこなっている。前記の違憲無罪の六つの判決はいずれも下級審のものであるが、これらはすべて日本共産党の選挙運動にかかわるものであった。その全国的概況について、日本国民救援会が一九八〇年一月一日現在で調査したところによると、つぎのとおりであった。

運動の展開

各地でたたかわれている選挙弾圧事件への救援を訴え、あわせて選挙運動、政治活動の自由の意義を普及するために、一九八〇年秋から一九八一年春にかけて、選挙、政治活動の自由を守る全国連鎖集会在開催された。

一九八〇年一〇月三〇日に宮城・塩釜、一〇月三十一日に岩手・釜石、十一月一日に秋田、十一月二日に秋田・羽後、十一月一日に福岡、十一月二日に福岡・大牟田、十一月三日に福岡・柳川、十一月九日に高松、十一月二日に福岡・若松、十一月二日に京都・田辺、十一月二六日に名古屋、横浜、十二月一三日に岐阜、一九八一年一月一〇日に島根・出雲などの各地で開催された。

一九八一年二月一日から二日間、愛知県蒲郡市で、自由法曹団と国民救援会の共催で、第九回選挙弾圧事件全国交流会がひらかれた。これには二八都道府県から五一件の被告、弁護団、守る会、救援会などから一七〇人が参加し、これまでの最大の規模であった。ここでは、選挙、政治活動の権利を基本権としてとらえる議論がおこなわれ、裁判闘争のすすめ方などについての経験が交流された。

最高裁でのたたかい

一九八〇年四月二十八日、広島高裁松江支部は、矢田・植田事件について高裁段階としては全国で初めて戸別訪問禁止は違憲であるとする判決をくださったが、この事件は検察官上告により、最高裁第二小法廷に係属していた。検察官はこの事件の上告趣意のなかで、戸別訪問禁止合憲判例の先例とされる一九五〇年九月二七日の大法廷判決について、言論の自由にたいする制約原理としてもち出された「公共の福祉」は「やや抽象的に過ぎるためか」、「具体的説示を欠く旨の批判の生ずる余地もある」ことを認め、新たに戸別訪問禁止を合憲とする制約原理として「選挙関係者(候補者、選挙運動者、選挙人等)を含む地方住民全体ないし国民全体の共同利益」論を打ち出していた。

検察官としても、一九七八年から六件も相つくだ下級審の違憲無罪判決の波をおさえるためには、最高裁判例にいう「公共の福祉」論をもってしては不足し、新たに「国民全体の共同利益」論による判例理由の変更を要求したのである。

被告の側では、このごろ、最高裁に係属していた同種の事件の関係者によって、選挙運動の自由を守る最高裁事件連絡会を組織し、同じく第二小法廷に係属していた矢田・植田事件と、福岡県の尾場瀬事件について、一九八〇年八月一日には「両事件を大法廷に廻付して併行審理せよ」という上申書を提出し、従前の合憲判例の変更を要求する審理を求めた。選挙運動の自由を守る最高裁事件連絡会では、各事件の関係者の集めた要請署名を最高裁に提出し、最高裁前での集会をくりかえして、判例変更を要求する運動をくりひろげた。

こういう情勢のもとで、一九八一年三月、最高裁第二小法廷は、矢田・植田事件についてのみ、同年五月一五日に口頭弁論をひらく旨を通知した。この態度は、被告側の要請をしりぞけて、判例を変更しない方針を明らかにしたものと受けとめられた。

選挙運動の自由を守る最高裁事件連絡会では、ただちに「『戸別訪問禁止は憲法違反』の広島高裁判決を認めよ」との声明を発表し、最高裁の態度に抗議するとともに、支援の強化を訴えた。

五月一五日に、矢田・植田事件の最高裁における弁論がひらかれた。弁護人は、被告らの行為の正当性、戸別訪問禁止にかんする判例史批判、国民全体の共同利益論批判、戸別訪問の積極的意義、戸別訪問弊害論批判、立法史と国際的比較論、違憲審査基準論などを展開し、「戸別訪問の自由の要求は、不可侵の人権を享有する自由な人間の要求であるとともに、国民代表を選び、国政の方向を決める主権者の要求でもある。ここでは人の権利と市民の権利とは一体をなしている。ひとりの人間としての天賦人権と、ひとりの公民としての政治上の人権とが結びついている。そのようなものとしての人権宣言、これこそが戸別訪問禁止違憲の要求の実体である」と主張した。

この弁論ののち、最高裁第二小法廷は、一九八一年六月一五日、原審の違憲判決を破棄し、広島高裁に差し戻す旨の判決をおこなった。ひきつづき、尾場瀬事件についても、六月一九日に上告棄却の判決をおこない、戸別訪問禁止違憲の要求をしりぞけたのであった。

この間、下級審では、東京高裁の一九八〇年七月一八日の高津事件判決、千葉地裁の同年一月一二日の本間事件判決、大阪高裁の同年一月二六日の岩崎事件判決、一九八一年二月一三日の吹田事件判決、大阪地裁の同年三月一日の西淀川事件判決などがあいつぎ、いずれも有罪であった。戸別訪問自由化要求の前にたちはだかる壁の強大さを思わせるに十分であった。

高津事件

東京・立川市議高津年夫氏は、一九七四年六月一六日施行の立川市議選挙の際に戸別訪問を

おこなったとして、戸別訪問と事前運動禁止違反により、東京地裁八王子支部に起訴されていた。高津氏にしてみれば、市議になることを志したものとして、市民の居宅を訪問して市政にかんする要求をききとることは、日常不断の政治活動であって、戸別訪問などによばれるものではなく、これを処罰することは、市議になることを求めた高津氏にたいする弾圧であった。高津氏は、その日常の政治活動の実態についてひろく裁判所の審理を要求し、それらが「選挙運動」ではないことを認めるように要求して裁判闘争をおこなった。

ところが、東京地裁八王子支部杉山修裁判官は、審理を急いだ結果、被告側の請求したすべての証拠を却下し、弁護人の最終弁論を一人五分に制限したために弁護人は五分間では弁論できないとして弁論せず、加えて被告人に最終陳述の機会を与えないまま結審して、一九七九年六月八日に有罪判決をくださった。この強引な訴訟のすすめ方については、東京弁護士会法廷委員会が一九七九年十一月八日付意見書で述べたように、「裁判官の感情に基づく措置とみざるを得ず、防禦権にたいする配慮を欠いた措置」であり、「全く不当である」として強い非難をあげたのである。ところが東京高裁は一九八〇年七月一八日の控訴審判決において、一審の強権的な訴訟指揮をすべて合法化し、被告側の控訴を棄却したのであった。

この事件では、選挙運動、政治活動の自由を要求する裁判闘争が、いかに強権的な訴訟の指揮のもとに圧殺されうるのかが重大な論点となった。

事件は最高裁に移り、防禦権剥奪による訴訟手続の違反を主張する多数の上告趣意書が最高裁に提出された。

三多摩労組協議会は、一九八〇年一〇月二四日の第二七回定期大会において高津事件についての支援決議をおこなった。この決議は、高津事件における強権的訴訟指揮の合法化は「司法反動の最先端に位置づけられて、被告、弁護人ぬき裁判、被告、弁護側の一切の立証を許さない暗黒裁判を定式化し、全国化しようとしている」と指摘し、「裁判における民主主義、基本的人権を守る立場から」、「高津事件を全力をあげて支援する」としていた。一九八一年六月一七日に立川市阿豆佐味天神を出発した「高津事件大行進」は六〇〇人が参加して最高裁にむかい、六月一九日には最高裁に口頭弁論と裁判のやりなおしを要請したのちに解散した。

最高裁第三小法廷には、約六万名にのぼる要請署名が寄せられていたが、一九八一年七月二一日、上告棄却の判決がおこなわれた。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
